



相談

◆相談ごとのあるとき

◆相談ごとのあるとき

種類	相談日時	相談員	相談内容	問い合わせ及び相談場所
区政相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	区職員	区政についての要望、問い合わせなど	広報課区民相談室 (区役所第一庁舎3階2番) TEL 3908-1101 区政相談は、随時受け付けています。 ※1 希望する日の前の週の月曜から電話または窓口で予約を受け付けます。 ※2 当月の相談日の翌日から、翌月分の予約を電話または窓口で受け付けます。 [※1]・[※2]ともに、相談時間は、お一人30分以内です。
法律相談	月・水・金曜 午後1時～3時30分 予約制 ※1	弁護士	土地・建物、相続、金銭貸借など一般的な法的解決策	
交通相談	金曜 午後1時～4時 予約制 ※1	専門員	示談方法、損害賠償額の算定、保険金の請求手続きなど交通事故全般	
外国人相談	[英語] 第2火曜 午後1時～4時 予約制 ※1 [中国語] 火曜 午後1時～4時 予約制 ※1	専門員	身近な生活情報の提供、区の行政サービスに関する相談 (英語・中国語で相談可)	
一般生活・青少年相談	第1火曜 午後1時～4時 予約制 ※2	保護司・専門員	家庭内でのもめごとや日常生活の悩みごと、青少年の非行防止など	
人権相談	第4火曜 午後1時～4時 予約制 ※2	人権擁護委員	いじめ、差別、虐待など人権問題	
行政相談	第2木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	行政相談委員	国の行政への意見・要望・苦情など	
税金相談	第2・3木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	税理士	相続税、贈与税、所得税など税金全般	
不動産取引相談	第1・3木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	宅地建物取引士	土地・建物の売買など不動産取引	
建築相談	第1・3火曜 午後1時～4時 予約制 ※2	建築士	設計・融資・敷地など建築全般	
登記等相談	第2木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	司法書士	登記相談、債務整理、成年後見などの民事	
表示登記相談(調査・測量)	第1木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	土地家屋調査士	土地の境界・測量調査、新築時の建物表示登記など	
年金労働雇用相談	第4木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	社会保険労務士	年金、労働保険・社会保険・人事・賃金などの労務	
行政書士相談	第2火曜 午後1時～4時 予約制 ※2	行政書士	遺言書、遺産分割協議書、借地借家契約書などの作成	
就職相談	火曜・第1・2・3金曜 午前9時30分～午後4時30分 予約制 月～金曜 午前9時～午後5時	就職支援アドバイザー ハローワーク職員	就職・内職の相談、あっせん	
内職相談	月～金曜 午前9時～午後5時	区職員		
消費生活相談 多重債務相談	月～金曜 午前9時30分～午後4時	消費生活相談員	消費者の契約に関するトラブルや、製品事故、商品・サービスについての疑問や苦情など 借金の返済に関する相談	
起業相談 経営相談	月～金曜 午前10時30分～正午 午後1時～4時 予約制	中小企業診断士	開業、経営の合理化、資金繰り、販売戦略、下請けなどに関する相談	
技術相談 販路相談	火～金曜 午前9時～午後5時 予約制	技術相談員 コーディネーター	出張・窓口相談により、製品の技術的な課題、販路やビジネスチャンスを拡大するための助言・情報提供を行います	
子どもの発達相談	月～金曜 午前9時～午後5時 専門相談員による相談は 予約制です	保健師他 専門相談員	歩きはじめがおそい、言葉がおそいなどの発達に関する相談 (専門相談員・精神科医・小児科医・言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士)	
教育相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時30分 ※祝日・年末年始は除く	教育相談員	お子さんの教育問題や、いじめなどについての悩みごとなど (教職経験者・心理士等)	
ひとり親 家庭相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	区職員	ひとり親(母子・父子) 家庭の就業や生活設計等に関する相談	
女性相談			離婚、出産費用、DV等女性の悩みに関する相談	
子育て相談	[電話相談] [来所相談] (受付) 午前9時30分～午後5時 (祝日、12/29～1/4を除く) ※心理相談は予約制	区職員 臨床心理士 管理栄養士	子どもの養育、健康・しつけ、学習・遊び等子育てに関する悩みの相談や子ども自身の悩みの相談など ※各児童館でも区職員が随時ご相談をお受けしています	



相談



相談

種類	相談日時	相談員	相談内容	問い合わせ及び相談場所
子育て相談	【専門相談（心理）】 曜日・時間についてはお問い合わせください。 ※電話相談もお受けします	臨床心理士 区職員など	子どもの養育、健康・しつけ、学習・遊び等子育てに関する悩みの相談や子ども自身の悩みの相談など ※各児童館でも区職員が随時ご相談をお受けしています	赤羽児童館 TEL 3901-1460（専用電話） 神谷子どもセンター TEL 3598-6771（専用電話） 豊島児童館 TEL 3911-9520（専用電話） 田端児童館 TEL 3823-2860（専用電話） 浮間子ども・ティーンズセンター TEL 3967-6623（専用電話） 桐ヶ丘児童館 TEL 3900-8671（専用電話） 西が丘児童館 TEL 3906-6431（専用電話） 滝野川西児童館 TEL 3918-5872（専用電話）
ひとり親家庭等の相談	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時	産業カウンセラー等	育児や家事、精神面の健康管理など、生活や仕事の悩み事の相談	そらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室） （区役所第一庁舎 2 階 5 番窓口） TEL 3908-1363
児童虐待の相談	月～金曜 午前 9 時 30 分～午後 5 時	区職員	児童虐待に関する相談	子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館） TEL 3912-1894（専用電話）
女性相談	【こころと生き方・DV相談】 ※予約制 曜日・時間については P107 をご確認ください。 【女性のための法律相談】 ※予約制 第 3 木曜 午後 5 時～7 時 15 分 第 1 土曜 午前 9 時 30 分～11 時 45 分	専門相談員（女性） 弁護士（女性）	配偶者等からの暴力、親子関係、人間関係などの相談 離婚・相続など身の回りで起こるさまざまな問題に関わる法律についての相談（年度内 2 回まで）	スペースゆう （北区男女共同参画活動拠点施設） （北とぴあ 5 階） TEL 3913-0163
男性相談（電話相談）	【こころと生き方・DV相談】 ※予約制 第 1 木曜 午後 4 時～7 時 30 分 第 3 土曜 午後 1 時～4 時 30 分	専門相談員（男性）	配偶者等からの暴力、親子関係、人間関係などの相談	
DV 専用ダイヤル	火～金曜 午前 9 時～12 時 午後 1 時～午後 5 時	支援専門員（女性）	DV 被害に関する専用相談（電話相談）	TEL 3913-0015
LGBT 等専門相談	【スペースゆうにじいる電話相談】 第 1 土曜 午後 2 時～5 時 第 4 木曜 午後 5 時～8 時	専門相談員	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT 等）が抱えている悩みの相談。家族・友人・先生等も利用可能。	TEL 3913-0162 ※時間内に直接お電話ください。
女性の健康相談（専門医相談）	赤羽健康支援センターで隔月開催（面接）※予約制 曜日・時間についてはお問い合わせください。	女性医師	思春期以降の女性を対象に女性特有の健康の相談、女性医師による個別相談、栄養相談、乳がん自己検査法体験・指導	健康推進課 赤羽健康支援センター （女性の健康支援センター） TEL 3903-6481
健康相談	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時	保健師 管理栄養士 歯科衛生士	健康についての相談 （心身の健康・生活習慣病予防・アルコール等嗜癖・栄養・歯科 等）	健康推進課王子健康支援センター TEL 3919-7588 健康推進課赤羽健康支援センター TEL 3903-6481 健康推進課滝野川健康支援センター TEL 3915-0184
障害者の総合相談	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時	区職員	障害者に関する総合相談 ※精神障害の方はまず各健康支援センターにご相談ください	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 滝野川地域障害者相談支援センター TEL 4334-6548
障害者虐待の相談	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時	区職員	障害者虐待に関する相談	障害者虐待防止センター （王子障害相談係内） TEL 3908-9081
高齢者の総合相談	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時	区職員	高齢者に関する総合相談	高齢福祉課高齢相談係 （王子高齢者あんしんセンター） （区役所第一庁舎 1 階 9 番） TEL 3908-9083
高齢者虐待の相談	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※臨床心理士による「こころの相談室」（水曜 午前 10 時～午後 4 時）は予約制です。（祝日・年末年始は休み）	区職員 臨床心理士	高齢者虐待に関する相談 介護の悩みなどの相談	高齢者虐待防止センター （区役所第一庁舎 1 階 9 番） TEL 3908-1112
分譲マンション管理相談	予約時に調整します。	マンション管理士	分譲マンションの維持・管理に関する相談	住宅課住宅計画係 （区役所第一庁舎 7 階 3 番） TEL 3908-9201
空き家相談	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 （必要に応じて個別相談も実施）	区職員 （必要に応じて専門員）	空き家に関する相談	住宅課住宅計画係 （区役所第一庁舎 7 階 3 番） TEL 3908-9201

都の相談窓口

生活文化局広報広聴部都民の声課

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 3 階北側 TEL 5320-7725

交通事故相談	外国人相談	英語	月～金曜 TEL 5320-7744
月～金曜（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時～午後 5 時 TEL5320-7733	午前 9 時 30 分～正午 午後 1 時～5 時 （祝日・年末年始を除く）	中国語	火・金曜 TEL 5320-7766
		韓国語	水曜 TEL 5320-7700